

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年6月2日（平成29年（行情）諮問第212号，同第213号及び同第215号）

答申日：平成29年11月27日（平成29年度（行情）答申第344号ないし同第346号）

事件名：ADHDの判定手続及び医学診断が記載されている文書（直近のもの）の不開示決定（不存在）に関する件
発達障害の範囲に知的障害が含まれると記載した文書（直近のもの）の不開示決定（不存在）に関する件
愛知県教育委員会が作成した文書のうち知的障害（者）の定義を記載したもの（直近のもの）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした各決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し，平成29年2月24日付け28受文科初第2518号，同日付け28受文科初第2519号及び同日付け28受文科初第2521号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下，順に「処分1」ないし「処分3」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求の趣旨

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

（2）審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る対象文書について

本件開示請求は，別紙に掲げる文書1ないし文書3（本件対象文書）についてなされたものである。

本請求に係る文書は保有しておらず，作成していないため，行政文書が

存在しないことによる不開示決定としたところ、審査請求人から、以下の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の審査請求がされたところ。

【審査請求理由】

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

2 不開示決定の妥当性について

本審査請求に係る開示請求について、文部科学省初等中等教育局特定課（以下「特定課」という。）では、上述のとおり文書を保有・作成していないため、該当する行政文書が存在しない。

念のため、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

<本開示請求経緯>

平成29年1月25日 開示請求受付

平成29年2月24日 不開示決定

3 原処分にあつたの考え方について

以上のことから、行政文書が存在しないため、不開示決定とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 平成29年6月2日 諮問の受理（諮問第212号、同第213号及び同第215号）

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

③ 同年10月6日 審議（同上）

④ 同年11月22日 諮問第212号、同第213号及び同第215号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、「文部科学省では、

特定課が担当している特別支援教育において、特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導によって教育を受けることが適当である注意欠陥多動性障害者や知的障害者等の障害の種類及び程度を示していることから、文書1ないし文書3を保有する可能性があるのは、特定課のみである。」とした上で、以下のとおり説明する。

ア 処分1（諮問第212号）について

（ア）本件は、「ADHD（注意欠陥多動性障害）の判定手続及び医学診断が記載されている文書」（文書1）の開示を求めるものであるが、そもそも、法令上、注意欠陥多動性障害という用語は、平成17年4月に施行された発達障害者支援法及び同法施行規則に、注意欠陥多動性障害者という用語については、平成18年4月施行の学校教育法施行規則に現れるものであるところ、これらの法令には注意欠陥多動性障害についての医学的な判定手続及び診断基準は規定されておらず、注意欠陥多動性障害についての定義も置かれていない。

（イ）しかしながら、法令以外の文書として、①平成15年3月に作成された「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議）及び②平成16年1月に作成された「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制のためのガイドライン（試案）」に注意欠陥多動性障害の定義が記載されており、それによると、「ADHD（注意欠陥多動性障害）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来たすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。」とされている。

これら①及び②の文書は、発達障害者支援法が施行される前に、学校において注意欠陥多動性障害の児童生徒に対する指導を充実させるために定義をしたものであるが、定義それ自体に注意欠陥多動性障害の医学的な判定手続や診断基準が記載されているものではない。また、これらの文書には、それぞれ、参考資料3として「1. ADHDの定義と判断基準（試案）」及び資料1として「判断基準（試案）」が記載されているが、共に、注意欠陥多動性障害についての医学的な判定手続や診断基準といえるような内容ではないことについても確認済みである。

（ウ）上記（ア）及び（イ）のとおり、注意欠陥多動性障害という用語が法令上規定されてからも、そこには医学的な判定手続や診断基準

はおろか注意欠陥多動性障害の定義も規定されておらず、このため、当然に、法令関係の文書では、審査請求人が開示を求める「ADHD（注意欠陥多動性障害）の判定手続及び医学診断が記載されている文書」は作成されていない。

また、法令以外の文書では、注意欠陥多動性障害という用語が法令上規定される以前に注意欠陥多動性障害の定義を記載した文書は存在するものの、そこに医学的な判定手続や診断基準は記載されていない。

念のため、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(エ) 以上のことから、文部科学省では、文書1を保有していない。

イ 処分2（諮問第213号）について

(ア) 本件は、「発達障害の範囲に知的障害が含まれると記載した文書」（文書2）の開示を求めるものであるが、平成17年4月に施行された発達障害者支援法、同法施行令及び同法施行規則によると、「発達障害」とは、同法2条1項において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされており、また、法2条1項の政令で定める障害は、同令1条において「脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害」とされており、さらに、同令1条の規則で定める障害は「心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く）」であるとされているので、その定義上、知的障害を含むとはされていない。

(イ) また、文部科学省では、学校教育法72条において、特別支援学校で教育を行う者として規定している視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者について、学校教育法施行令22条の3において、各々の障害程度区分を規定しているところであり、知的障害者の障害の程度については、同条において、①知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの、②知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なものと規定されている。

したがって、文部科学省における教育行政においては、上記障害の程度区分があれば足り、審査請求人が開示を求める文書2のような障害の定義に関する文書は保有していない。

- (ウ) 上記(ア)のとおり、そもそも、「発達障害の範囲に知的障害が含まれる」と規定する法令は存在しないので、特定課において、当該内容が記載された文書を作成する必要性がなく、また、上記(イ)のとおり、特定課において特別支援教育を行うに当たっても、学校教育法施行令22条の3において規定するような知的障害者の障害の程度を規定しておけば、教育行政上問題が生じず、それで足りるのであるから、審査請求人が開示を求める文書を作成する必要がなく、現に作成していない。
- (エ) 念のため、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。
- (オ) 以上のことから、文部科学省では、文書2を保有していない。

ウ 処分3(諮問第215号)について

- (ア) 本件は、「愛知県教育委員会が作成した文書のうち知的障害(者)の定義を記載したもの」(文書3)の開示を求めるものであるが、知的障害については、上記イ(ア)及び(イ)のとおり、その定義を定める法令は見当たらず、特定課が行う特別支援教育に関しても、学校教育法施行令22条の3において、対象とする知的障害の程度が記載されているのみであり、一般的な知的障害の定義は規定されていない。
 - (イ) また、都道府県教育委員会が作成した知的障害(者)の定義を記載した文書があるとしても、それを都道府県教育委員会から特定課に提出する仕組みにならなく、さらに、特別支援教育を推進するに当たっては、学校教育法施行令22条の3のように、対象とする知的障害の程度を記載しておけば教育行政上問題が生じず、それで足りるのであるから、業務上当該定義を必要としないため、これまで個別にその提出を求めたこともなく、審査請求人が開示を求める文書は存在しない。
 - (ウ) 念のため、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。
 - (エ) 以上のことから、文部科学省では、文書3を保有していない。
- (2) 文書1ないし文書3を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説

明に不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

文書1 ADHDの判定手続及び医学診断が記載されている文書（直近のもの）

文書2 発達障害の範囲に知的障害が含まれると記載した文書（直近のもの）

文書3 愛知県教育委員会が作成した文書のうち知的障害（者）の定義を記載したもの（直近のもの）